

職員の期末手当等に関する報告及び勧告の概要

平成21年5月15日
茨城県人事委員会

本日、本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、議会及び知事に対し、「職員の期末手当等に関する報告及び勧告」を行いました。

その概要は、次のとおりです。

【報告・勧告の内容】

1 平成21年6月に支給する期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する特例措置

(1) 改定の基本的考え方

本年においても、職員の特別給については、例年どおり過去1年間において民間事業所で支払われた特別給の実績を支給割合に換算して比較を行い、必要があればその改定を勧告することが基本。

(2) 特例措置の実施

上記(1)が基本であるものの、急速な景気の悪化による民間企業の夏季一時金の減少を踏まえ、社会一般の情勢に適應させるため、人事院勧告に準じた特例措置を講ずることが適当と判断。

(3) 勧告

平成21年6月に支給する期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する特例措置

職 員	期末・勤勉手当合計月数			
	現 行	凍結分	凍結後	内 訳
一般職員	2.15	0.20	1.95	期末：1.25(0.15) 勤勉：0.70(0.05)
特定幹部職員	2.15	0.20	1.95	期末：1.10(0.10) 勤勉：0.85(0.10)

職 員	期末特別手当月数		
	現 行	凍結分	凍結後
医療大学学長	1.60	0.15	1.45

特例措置による凍結月数分の期末・勤勉手当等の取扱いについては、例年どおり民間の特別給の支給状況を調査し、本年秋の勧告に併せて必要な措置を勧告。

(4) 実施時期

条例の公布日

2 医療大学の学長の職にある職員の特別給の改正

(1) 報告

国において指定職俸給表適用職員の特別給について、勤務実績を反映させる仕組みを導入することから、本県においても人事院勧告の内容に準じて改正する必要がある。

(2) 勧告

医療大学の学長の職にある職員に支給する期末特別手当を廃止し、期末手当と勤勉手当に改正。

(3) 実施時期

速やかに実施すること。

【参考1】 夏季賞与のモデル例

職層	年齢	モデル扶養親族	勧告前	勧告後	減額幅
主事	27	独身	446,018 円	404,528 円	41,490円
係長	45	配偶者と子2人	945,478 円	856,998 円	88,480円
課長	56	配偶者	1,186,886円	1,076,214円	110,672円

(注) 課長のモデル例は、減額措置前のものである。

【参考2】 人事院勧告のポイント

平成21年5月1日勧告

- 1 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置
平成21年6月の期末・勤勉手当を0.20月分暫定的に凍結
凍結分は、職種別民間給与実態調査の結果に基づいて、夏の給与勧告の際に併せ措置
- 2 指定職俸給表適用職員の特別給への勤務実績の反映
指定職俸給表適用職員の特別給を、本省課長級以下と同様に、期末手当と勤勉手当に改め、勤務実績を反映